

道路敷地寄附申請と 補助金の手引

令和8年3月改訂

川 越 市

お問い合わせ

建設部建設管理課 境界担当

(直通) 049-224-5987

手 続 に 必 要 な 書 類

寄附申請及び補助金交付申請に必要な書類（添付書類）は次のとおりです。

1 道路敷地寄附申請書（様式第3号）	
①案 内 図	②公 図 の 写 し
③地 積 測 量 図	④境 界 確 定 成 果 図 (寄附地の座標等が明示してあること。)
⑤登 記 簿 謄 本	⑥印 鑑 証 明 書 (原本)
⑦資 格 証 明 書 (申請者が法人の場合)	⑧登記原因証明情報兼登記承諾書 (実印による押印)
⑨道路位置指定通知書の写し (位置指定道路の場合)	⑩道路敷地寄附事前協議申請書について (回答) (様式第2号) の写し (位置指定道路の場合)
<p>※ 添付書類（①～⑩）については各1部を御提出ください。</p> <p>※ 添付書類②、③、⑤及び⑦については、<u>その発行日が寄附申請時直近のものを御添付ください。</u>なお、法務局で発行を受けた登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書の添付に代えて、それら証明書の各写し、又は登記情報提供サービスにより出力された登記資料を添付いただいても結構です。</p>	
2 道路敷地寄附補助金交付申請書（様式第5号）	
①預 金 口 座 振 込 依 頼 書 ・原則、道路敷地寄附申請者、補助金申請者及び口座名義人は同一とすること。	②道路敷地寄附補助金の口座振込に係る委任状 ・共有代表者への口座振込になる場合に必要となります（署名又は記名押印（実印による押印））。
③測量分筆費等の領収書の写し ・寄附地の測量・分筆等にかかった費用が明記されていること。 ・寄附申請者、補助金申請者及び領収書名義人が同一であること。	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
<p>※ 補助金は、分筆・測量費等の補助として交付しています。</p> <p>※ 補助金の申請は、寄附受理決定通知書の発行後、速やかにお願いたします</p>	

申請に際してのお願い

申請前に下記の事項について確認をしてください。

1 寄附対象敷地について

- ①建築基準法第42条第2項道路（以下「2項道路」という。）後退用地
- ②道路後退行政指導に係る地区整備計画（山田・宮元町、木野目、南田島地区）に定められた道路用地
- ③昭和62年3月31日までに建築基準法第42条第1項第5号の道路位置指定を受けている道路用地
- ④建築基準法第42条第1項第5号の道路位置指定を新たに受けた用地

※ 上記③に該当する道路用地の寄附又は事前の協議が必要と認められる道路用地の寄附については、道路敷地寄附申請書の提出に先立ち、「道路敷地寄附事前協議申請書（様式第1号）」の提出が必要となります。詳しくは、建設管理課までお問い合わせください。

2 寄附地について

(1) 道路敷地寄附予定地（以下「寄附地」という。）と道水路敷地との境界（官民境界）が確定していることを確認してください。官民境界が確定していない場合は、境界確認申請を行ってください。

(2) 寄附地の分筆登記を行い、現地に境界標の表示をしてください。

後退線の境界標は、寄附申請時点では民界となりますので、民コンクリート杭又は民プレートになります。

地積測量図を作成し、実測面積で登記をしてください。地積測量図と境界成果図が互いに矛盾しないよう調整し、作成してください。

(3) 建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路に該当する道路用地については、寄附地の形状が位置指定図と異ならないようにしてください。

(4) 寄附地内に樹木、生垣、門柱、ブロック塀、舗装、たたき等がある場合は、寄附地から移設又は除去してください。根や基礎等もあれば併せて除去してください。

寄附地内に設置されている電柱についても、電線類管理者と協議して、寄

附地から移設してください。

個人埋設管がある場合も撤去してください(道路占用可能であれば道路占用許可申請をしてください)。個人水道管・下水管であれば市に移管可能かどうか関係各課と協議してください。

- (5) 寄附地と道路の高低差は解消してください。高低差すり付け部分は、民地内で処理してください。

3 登記簿上の整理について

寄附の申請時において、下記の登記簿上の手続を済ませてください。

市が実施するのは、所有権移転登記のみです。

- (1) 相続登記
- (2) 登記名義人表示変更登記
- (3) 仮登記の抹消登記
- (4) 所有権以外の地上権、抵当権その他これらに類する権利の抹消登記
- (5) 地積更正登記（実測面積と登記簿面積とが相違する場合。）

4 道路後退に関する協議等について

建築基準法第 42 条の道路種別及び 2 項道路の後退方法については、川越市都市計画部建築指導課に事前に確認及び協議をしてください。

道路後退行政指導に係る地区整備計画(山田・宮元町、木野目、南田島地区)に定められた道路用地の後退方法等については、川越市都市計画部都市計画課に事前に確認及び協議をしてください。

5 境界確定成果図について

寄附地と道路水路敷地との境界を明確にした境界確定成果図を作成していただきます。図面作成者の記入及び押印をお忘れなくお願いします。

2 項道路後退用地の寄附の場合は、次の事項を記載してください。

- ◎ 「元道」、「後退点」、「後退計算に使用した道路中心点」、「道路中心線」、「道路中心線から後退点までの垂線距離」、「寄附地の地番」の表示
- ◎ 「元道座標」、「後退点座標」、「後退計算に使用した道路中心点の座標」

なお、境界証明書の発行後に分筆を行う場合は、境界証明書に添付の境界確定成果図にこれらの情報を加えて作成してください。

6 寄附地に係る道路整備について

寄附地に係る舗装等の道路整備の取り扱いについては、寄附申請前に川越市建設部道路環境整備課に確認してください。

補助金の交付について

川越市では、分筆・測量費等の補助金を交付しています。

1 補助対象

- ①建築基準法第42条第2項の規定による後退用地を寄附された場合
- ②道路後退行政指導に係る地区整備計画(山田・宮元町、木野目、南田島地区)に定められた道路用地を寄附された場合

2 申請時期

申請した寄附地の道路敷地寄附受理決定通知書(様式第4号)の発行後に、補助金の交付申請をお願いします。

ただし、事務処理の都合上、道路敷地寄附受理決定通知書の受領後は、速やかに交付申請をお願いいたします。

3 補助金額

下の表に基づく補助金額を申請者に対して交付します(寄附地に係る測量・分筆等の費用がこの補助金額を下回っている場合は、測量・分筆等の費用の金額を補助金の上限額とします。)

後 退 用 地 等 に 対 す る 補 助 金 額

寄附に係る道路敷地の実測面積 (㎡)	補助金額 (円)
0 ㎡を超え 1 0 ㎡以下	1 2 0, 0 0 0 円
1 0 ㎡を超え 2 0 ㎡以下	1 4 0, 0 0 0 円
2 0 ㎡を超え 3 0 ㎡以下	1 6 0, 0 0 0 円
3 0 ㎡を超え 4 0 ㎡以下	1 8 0, 0 0 0 円
4 0 ㎡を超えるもの	2 0 0, 0 0 0 円

4 注意点

- ・1回の測量において多数の筆を分筆、後退しても補助額は1回分となります。
- ・補助金申請者が測量・分筆等の費用を負担していない場合は、補助金を交付することはできません。
- ・過年度に寄附をいただいた道路用地については、その寄附の際に要した測量・分筆等の費用に対する補助金の交付を行っていません。

※ 領収書の写しについて

領収書の写しについては、原則、寄附申請者と同一名義のもののみ有効とし、別名義の領収書となる場合には、補助金交付申請書を受理することができません。

※ 補助金の予算について

年度予算の範囲内で補助金の交付を行っております。道路敷地寄附を申請いただく時期によっては、既に補助金の予算額に達し、補助金の交付申請の受付が終了している場合がございます。予めご理解くださいますよう、お願いいたします。

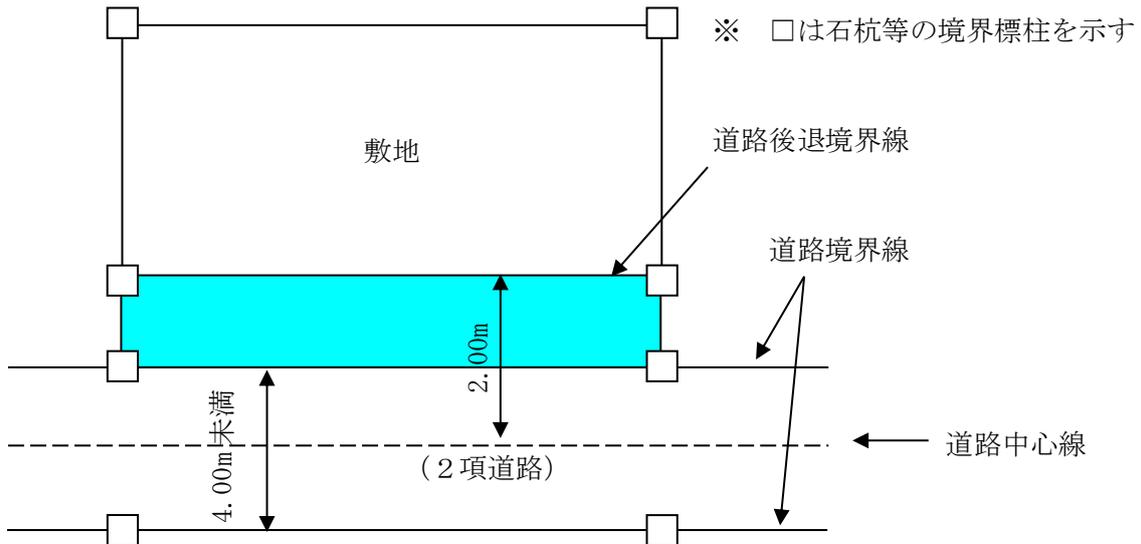
※ 補助金の振込時期について

補助金の交付申請日より、概ね1か月後の振込となります。

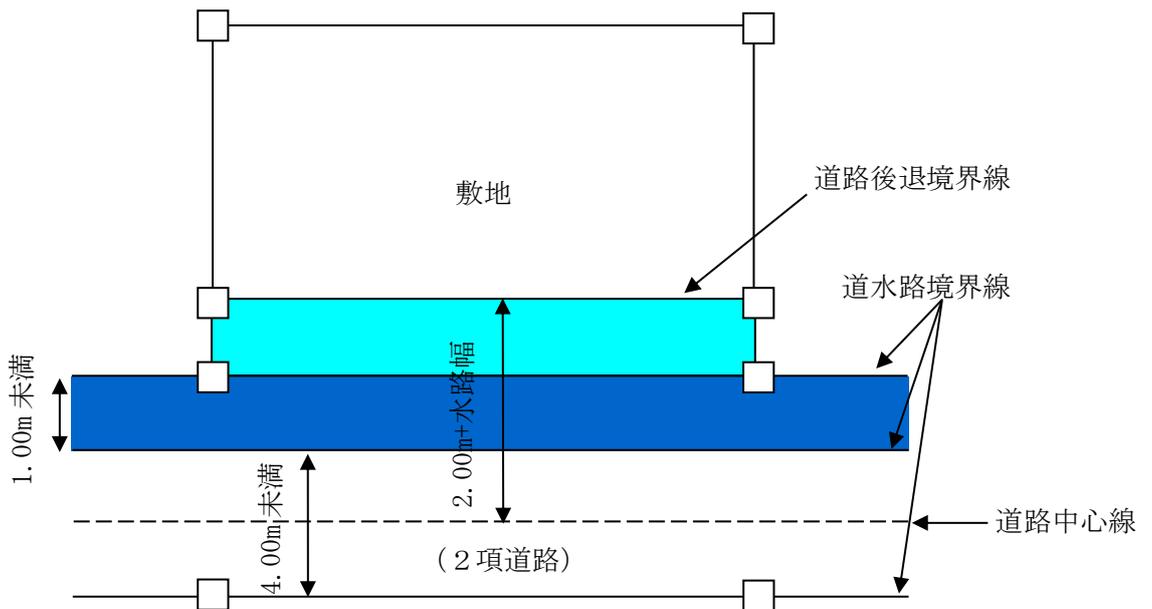
道路後退基準例（2項道路後退）
 ※ 詳細は、建築指導課へご確認ください。

1 後退基準例

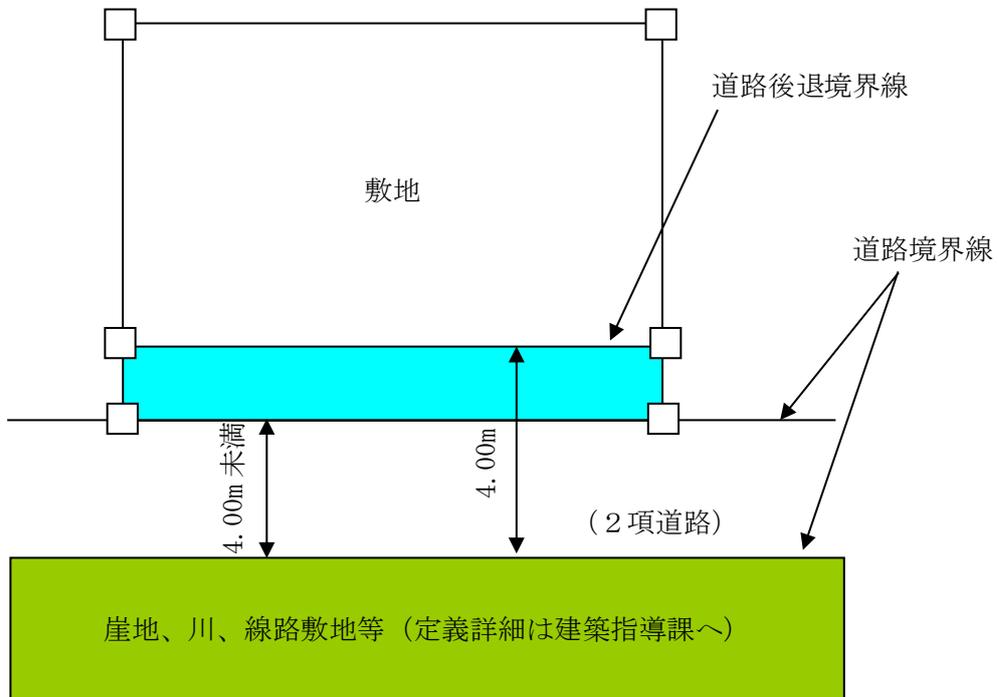
(1) 一般的道路後退



(2) 道路に接して幅員1メートル未満の水路敷地のある場合



(3) 道路に対して、崖地、川、線路敷地その他これらに類するものがある場合



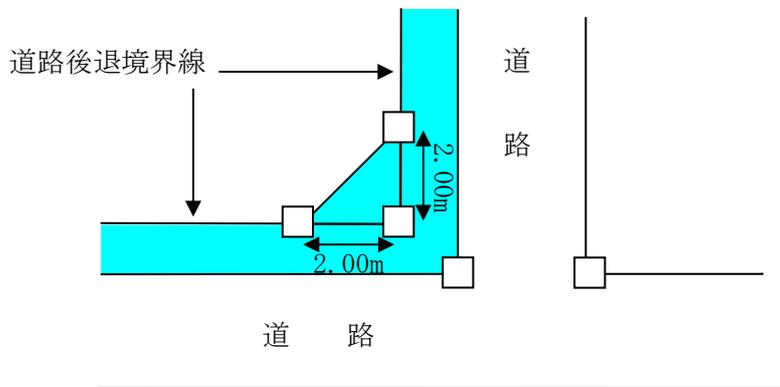
2 道路の角敷地に係る道路隅切りの例

隅切りは任意で設けていただいております。

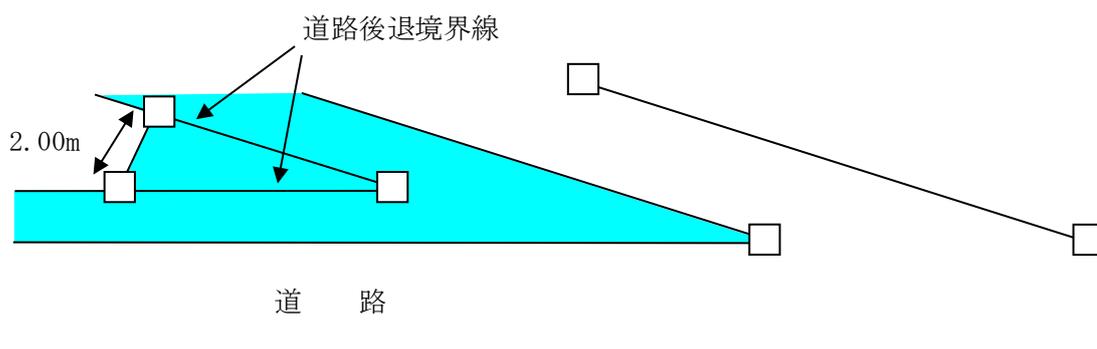
(他課で指導がある場合もありますので、関係各課にご確認ください。)

隅切りの設置は義務ではありませんが、安全な道路通行のためにご協力をお願いします。

- (1) 曲がり角の内角が 60 度を超え、120 度未満の場合は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形とする。



- (2) 曲がり角の内角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は、剪除長を 2 メートル以上とする。



よくある質問 Q&A

Q

道路敷地寄附は絶対にしないといけないのでしょうか？

A

「寄附」という名のとおり、あくまで申請者の方の任意となっています。他課の指導等がない限り、強制されるものではありません。

Q

寄附を申請するに当たり、申請地を整備する必要はあるのでしょうか？

A

ブロック塀等の工作物が申請地内に設置されている場合、道路との高低差や草木等があることにより道路の通行に支障がある場合には、これらを是正いただいた上で寄附を受け付けております。申請地について舗装や側溝の整備をする必要はありません（土のままで結構です。）。

（▶▶▶ 『申請に際してのお願い』 本手引 2～4 頁参照）

Q

境界確定成果図はどのように取得又は作成するのでしょうか？

A

一般の方にはあまり聞き慣れない名称ですが、境界確定成果図は測量会社（個人を含む。）に依頼して作成してもらいます。作成に当たっては、元道、後退点及び後退計算に使用した道路中心点の座標を記載する等、手引の記載事項を確認し、建設管理課の担当者と協議をお願いします。

（▶▶▶ 『申請に際してのお願い』 本手引 2～4 頁参照）

Q

補助金は課税対象に該当しますか？

A

道路敷地寄附補助金は、土地代金ではなく、「測量・分筆費用等」に対する補助となります。課税上の取扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。

（▶▶▶ 『補助金の交付について』 参照）

この他にご不明点等がある方は、建設管理課までお問い合わせください。